

業務名称：キューバ国稲種子生産技術向上のための農業機材整備計画ハード型フォローアップ協力向け機材
（公告日：2026年5月29日 調達管理番号：26a00414）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P35	輸送条件書【船積渡し】	ConsigneeのCítricos Caribe S.A社、最終需要者、その間の介在者（仲介業者）を含む本プロジェクトにおけるキューバ側全関係各社の詳細につきご教示下さい。	関係各社を関係機関と定義したうえで、各社の詳細は以下の通りです。 1. 【Cítricos Caribe S.A】 農業省系の通関業公社、本機材の輸入手続きを担当する。 2. 【Grupo Empresarial Agrícola (GAG)】 全国に数十社ある穀物農業公社の管理団体。国内各地の穀物農業公社への輸送を担当する。 3. 【Empresa Agro-Industrial de Granos (EAIG)】 穀物農業公社。自社による米生産の他、米生産農家から集めた米の乾燥及び保管を担う。 GAGが国内輸送した機材を受領し、米生産農家へ配布する。 4. 【Productores de Arroz】 最終需要者となる米生産農家。本機材を受取り米生産に使用する。
2	P. 9～31	機材仕様明細書	「機材仕様明細書」に本件機材の用途の記載がありますが、こちらは各機材の一般的な用途と理解しております。「機材仕様明細書」記載の各機材の本件需要家における最終用途についてご教示ください。	穀物農業公社と米生産農家間の契約関係に基づき、農家が米生産に使用します。
3	P. 5～6	1 8 安全保障輸出管理	本案件による機器の輸送・提供等に関する2026年5月1日付米国大統領令第14404号（以下「本件大統領令」という。）との整合性（本案件に関与する落札者の行為が本件大統領令における禁止行為に該当するか否か）の整理につきご教示ください。	調査及び聞き取りの結果として、回答（通番1）関係組織1. ～4. が制裁対象であるとの情報には接しておらず、また制裁対象として明示されている5分野（(1) エネルギー、(2) 防衛および関連物資、(3) 金属および鉱業、(4) 金融サービス、(5) セキュリティ）にも該当しません。これらの現状確認の結果を踏まえ、本契約に基づく機材調達は本件大統領令の制裁対象とはなり得ないものと想定しています。一方で、契約履行中に、受注者又は発注者のいずれかにおいて本契約に基づく機材調達が制裁対象となり得る情報を入手した場合には、その対応について受発注者間で協議することとします。また、契約履行中は、受注者及び発注者の双方において、本件大統領令の変更等の動向に留意することとします。
4	P. 6	機材調達契約約款 第13条	本件大統領令に関する貴機構による入札者向けガイドラインの公表可否につきご回答ください。	本件大統領令に関する入札者向けガイドラインを当機構として独自に作成・公表した事例、または今後実施する予定はございません。本案件に適用される輸出規制（外国為替及び外国貿易法、輸出貿易管理令、米国再輸出規制（EAR）等）の取扱いについては、入札説明書「18 安全保障輸出管理」及び「JICA海外向け機材調達の手引き（高額機材）」第6章「輸出規制関連規則の遵守」に記載のとおりです。なお、本件と米国大統領令との整合性については、回答（通番3）のとおりです。
5	同上	同上	今後の米国追加制裁が機材調達契約約款 「第13条 天災その他の不可抗力等の扱い」 に該当しうるか否かに関するご見解をお聞かせください。	前提として、本案件と本件大統領令との整合性については、回答（通番3）のとおりです。機材調達契約約款第13条は、不可抗力を「天災地変、戦争、国際紛争、内乱、暴動、テロ行為、ストライキ、業務対象国政府による決定等、社会通念に照らして発注者及び受注者いずれの責に帰すべからざるやむを得ない事由」と定義しています。今後の米国による追加制裁が個別具体的に同条の「不可抗力」に該当するか否かは、当該制裁の内容・発動時期・本契約履行への影響等の事実関係を踏まえて個別に判断する必要があり、現時点で確定的に回答することはできません。同条に基づき、不可抗力に該当し得る事由が発生した場合には、その事実発生後遅滞なく書面により相手方に通知のうえ、発注者・受注者間で書面により事実を確認し、その後の必要な措置について協議して定めることとなります（同条第1項・第2項）。

通番	該当頁	項目	質問	回答
6	同上	機材調達契約約款第13条、第16条	受注者側から米国によるキューバ制裁への抵触可能性を理由に本契約を解除することは可能か。可能な場合には、機材調達約款16条2項に基づく損害賠償請求と同じ範囲で、受注者の損害が賠償されるか否かにつきご教示ください。	本件大統領令に基づく米国制裁との関係では、制裁対象となった場合に受注者のみならず発注者（当機構）も影響を受け得るものであり、受注者の一方的な事情のみによるものとは整理し難い面があります。もっとも、今後の米国による制裁が機材調達契約約款第13条にいう「不可抗力」に該当するか否かは、回答（通番5）のとおり、当該制裁の内容・発動時期・本契約履行への影響等の事実関係を踏まえて個別に判断する必要があり、現時点で確定的に回答することはできません。 そのうえで、解除に係る整理としては、機材調達契約約款上、発注者の解除権は同約款第16条第1項に（必要があると認めるときは、受注者に対し30日前までに書面により予告したうえで、理由のいかんを問わず本契約の全部又は一部を解除できる旨）、受注者の解除権は同約款第17条に（発注者が本契約に違反し、その違反により本業務を完了することが不可能となったときに限り解除できる旨）それぞれ定めがあります。米国によるキューバ制裁への抵触可能性は、受注者の契約違反でも発注者の契約違反でもないため、これを理由とする受注者からの一方的な解除（第17条）には直ちに該当しないと考えられます。 したがって、米国によるキューバ制裁への抵触可能性が現実化し、本契約の解除が必要となった場合には、受注者側の一方的な事情による解除として整理するのではなく、発注者・受注者間で双方協議のうえ、機材調達契約約款第16条第1項に基づく発注者からの解除として取り扱うことが想定されます。この場合の損害賠償については、同約款第16条第2項により、受注者が当該解除によって自己の責に帰さない事由により損害を受けたときは、発注者がこれを賠償します（賠償額は契約金額を上限とし、受注者が既に支出し他に転用できない費用、及び本業務を完成したとすれば収受しえたであろう利益の額の合算）。いずれにしても、具体的な対応については、通番5のとおり、事実発生後遅滞なく書面により相手方に通知のうえ、発注者・受注者間で事実を確認し、その後の必要な措置について協議して定めることとなります。
7	P. 4	機材調達契約約款第9条	貴機構から受注者に対して契約金額を送金する支払銀行はどこかにつきご教示ください。	契約金額の支払は、機材調達契約約款第9条に基づき、受注者からの適法な支払請求書を受領した日の翌日から起算して30日以内に行います。送金（振込）先は、受注者が請求書に明記する受注者指定の振込銀行・口座宛となります（「JICA海外向け機材調達の手引き（高額機材）」P27「請求書作成上の留意事項」のとおり、請求書に振込銀行・口座名義・口座番号等を明記いただきます）。当機構側の支払元金融機関については、契約締結後に担当課より別途ご案内します。
8	P. 9～31	機材仕様明細書	「機材仕様明細書」記載の部品番号（2026年6月3日訂正公告におけるP. 9～31『機材仕様明細書』における「品番」）よりメーカー側にて変更がある場合、「機材仕様明細書」記載の機材と同一仕様のものであることをメーカーへ確認した上で、公告上の「機材仕様明細書」記載の品番とは異なる部品番号（品番）にて入札しても問題はないか。	銘柄指定となりますので、代替提案は受けておりません。 ただし、契約締結後、メーカーでの製造終了、品番の変更等やむを得ない事情がある場合は、契約第三課担当者までご相談下さい。詳細は「JICA海外向け機材調達の手引き（高額機材）」 P20を参照ください。
9	P. 8	【手続・締切日時一覧】	本件受注者の履行所掌が本件大統領令に基づく米国制裁の対象となり得るかに関し、法律事務所の意見書取得の必要を検討しており、相応の時間が必要であることから、競争参加申請書・入札書受付締切日時の延長可否についてお伺いしたい。	ご指摘を踏まえ、応札者が本件大統領令に基づく米国制裁の対象該当性について必要な検討（法律事務所の意見書取得を含む）を行い、競争参加に係る意思決定を適切に行えるよう、競争参加申請書・入札書受付締切日時を延長することといたします。延長後の締切日時等の詳細については、以下および訂正版入札説明書のとおりとします。
説明書の訂正				
通番	該当頁	項目	訂正前	訂正後
2	P. 9（7/37）	入札説明書 末尾 様式記載欄「入札会」	2026/6/30	2026/7/7
3	P. 10（8/37）	別紙【手続・締切日時一覧】 4 競争参加申請書・入札書受付開始日時	2026年6月19日 正午	2026年6月22日 正午
4	P. 10（8/37）	別紙【手続・締切日時一覧】 5 競争参加申請書・入札書受付締切日時	2026年6月29日 正午	2026年7月6日 正午
5	P. 10（8/37）	別紙【手続・締切日時一覧】 6 入札会・開札日時	2026年6月30日 15時	2026年7月7日 16時